

○静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

平成24年7月31日

規則第45号

改正 令和元年7月1日 令和3年3月26日 令和5年3月29日

規則第4号 規則第5号 規則第 号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年静岡県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 条例の規定により知事が処理することとされている事務は、静岡県農林技術研究所茶業研究センターのセンター長（以下「センター長」という。）に委任する。

(開所時間及び休所日)

第3条 静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設（以下「施設」とい（以下「施設」という。）の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、センター長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休所日に開所し、若しくは休所日以外の日に休所することができる。

(1) 開所時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休所日 静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日

(設備等の使用手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により設備等の使用の承認を受けようとする者は、様式第1号による設備等使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、設備等の使用を承認したときは、設備等使用承認書を当該承認を受けた者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第5条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第2号による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日規則第 号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。